

境港市議会政治倫理条例（案）に対するパブリックコメントに寄せられた意見と境港市議会の考え方

番号	該当箇所	意 見	境港市議会の考え方
1	全般	<p>1. 結論 提案されている標記の条例案（以下、条例）の制定には賛成することができない。</p> <p>2. 理由</p> <p>1) 意見提出の端緒 地区ごとの議会と住民の懇談会で制定の意図、経緯などを聞いたうえ、私見を述べて参考に供するつもりで心待ちにしていたが、中浜地区では遂にその機会が得られず、粗忽の間にこの意見を草するほかなくなった。</p> <p>意見提出の契機はただ1点、当市議会の議員たちは、このような条例を制定しないと、何をなし、また、何をなすべからざるかが分からないのだろうか、という単純な疑問に発する。</p> <p>2) 立法事実の不存在 制定を必要とする事実や事情（立法事実）が見当たらない。すなわち、条例を制定しなければ議員がその職責を自覚できず、しばしば市民から顰蹙を買うような発言または行動を行う（行った）という事実や、その具体的なおそれがあるのだろうか。</p> <p>われら市民は、そう遠くない過去において、市当局が議員と忘年会を（もちろん市費で）行い、帰宅用に行き先を書き込まずに渡したタクシーチケットを使って島根県江津市（か浜田市）まで行った議員がいたことを忘れてはいない。新聞等で大きく報道され、地位を濫用して私益を図、市民の血税を懐に収めて損害を与えた犯罪行為として刑罰法規が適用されるべき事案であったのに、市当局も議会も真相を徹底的に究明しようとせず、結局うやむやのうちに幕を引いてしまっ</p>	<p>「条例制定には賛成できない」とのご意見ですが、境港市議会では過去に不祥事があり、平成10年1月に「政治倫理綱領」を制定し政治倫理の指針としてきましたが、「政治倫理綱領」は理念でしかなく、政治倫理基準とはなにか、基準に反する事例があった場合どのような手続きを経て信頼回復措置をとるのかなど、具体的な手続き規定のないものです。</p> <p>今、境港市議会に懸念される問題があるわけではありませんが、今年4月1日、『境港市議会基本条例』を施行し、より市民に役立ち開かれた市議会へ議会と議員活動の改善強化を進めています。この前提となるのは「政治倫理」の確立です。</p> <p>『市議会政治倫理条例』の制定は、議員の政治倫理をいっそう高め、不祥事の抑止力にもなり、市民による議会チェックにより役立つことと確信しています。</p> <p>「不祥事があれば司直の手に委ねれば良い」とのご意見ですが、繰り返されるカネと</p>

	<p>た。両者は真相隠ぺいの共犯と指弾されても仕方のない事案だった。今、そのような厚顔破廉恥な議員がいるだろうか。</p> <p>提案されているような条例がなければ、市議会はその機能を果たせないのか。市民に開かれていないのか。議員は勉強もせず、質問もしない（できない）のか。執行部に対して積極的な提案もしない（できない）のか。市政と自らの議会活動を進んで市民に報告しようとししないのか。自宅周辺の「環境整備」に熱心で私利を図り、職務には忠実あろうとししない議員がいるのにそれを糺せないのか。……</p> <p>条例をつくれれば、これらがすべて解決、解消され、名実ともに理想的な議会が当市に出現するのだろうか、疑問は尽きない。</p> <p>条例を制定すべき立法事実は、何ひとつ存在しないのではないか。</p> <p>3) 法体系上の混乱と立法技術の拙劣</p> <p>第1条で、倫理規範の中から地位利用防止を目的として掲げながら、第2条第1項ではそれよりも広範な倫理感と使命の保持を要求し、さらに第3条第1項(1)では、(2)以下の倫理基準とは並列的な関係にない基準を掲げている。条文構成の順序、内容とも、論理的整合性に欠け、理論的にも立法技術的にも、きわめて拙劣である。</p> <p>第1条の解説では、市議会政治倫理綱領と市議会基本条例に言及しているが、その両者と本条例案の関連、および、それを含めた3者の体系上の優劣、序列関係が全く明らかにされていない。</p> <p>法のシステムは、ヒーラルヒー（ヘラルキー）構造をなしていなければならない。3者が上位法・下位法の関係にあるならそのように明示すべきであるが、それができるか、疑問である。それぞれがただ並列的な関係にあるなら、既存の制定規範を整理しない限り、体系上の混乱は避けがたい。次々と無秩序、無計画、無反省に条例類を制定し続けると、条例集が厚くなるばかりで、ものの役には立たない。</p>	<p>政治の腐敗にいつも問われるのは「政治」の自浄能力のなさです。議会は議会として自らを正す機能をもつべきです。そのためには、公正で明確な倫理基準、審査手続き等の規定を欠くことができません。「憲章」で済ますことはできないと考えます。</p> <p>「条例をつくればうまくいくのか」、「条例は万能か」とのご意見ですが、どんな条例であれその制定は終わりではなく目的達成へのスタートです。</p> <p>全国的には条例はつくったが実態は変わらずという事例もないわけではありませんし、あの号泣県議の兵庫県議会は今年の3月に、『政務活動費の適正な使用』を含む『兵庫県議会基本条例』を制定したばかりでした。</p> <p>『政治倫理条例（案）』は、まずもって議員自らを律するツールですが、市民懇談会でも強調したように、「条例は市民のみなさんとの議会のお約束」です。約束は守られているか否か、議員は条例を守って活動しているか否か、議会と議員をチェックする市民のツールとして活用されることを期待します。</p>
--	---	---

	<p>新たな条例の定立自体を、根本から見直すべきではないか。</p> <p>4) 真に民主的な議会のつくり方</p> <p>「地方自治は民主主義の学校である」と言われる。地方自治は首長と議会の2元体制をとる。首長と議会が相互に「地方自治の本旨」を体して対峙し、切磋琢磨して住民の福祉、利益を守る上で競い合うと同時に、議会内部においても議員同士が互いに切磋琢磨して住民の福祉を増進する。そして、住民の福祉にかなう議会の運営を確立するために、言論・表現の自由、思想の自由を徹底的に保障する民主主義的な議会慣行を、長い時間をかけて一つひとつ積み上げること。その集積こそが「書かれざる（しかし、市民から見ても最も望ましい）市議会政治倫理条例」であり、その精神を体現して真に市民のために尽くす議員が生まれ、育っていく。それが、住民代表としての議会の本来のあり方であることを銘記すべきである。</p> <p>怠惰で、傲慢不遜で、不勉強で、執行部に対してろくに物も言わず、住民に自らの議会活動の報告もしない議員があれば、その矯正は議員相互間の助言、勧告と主権者市民による厳しい批判に委ね、かりにも議会内または住民中の多数を頼んで強引に議員活動に制約を加えたりするようなことがあってはならない。自由な、忌憚のない言論こそ、不正やゆがみを糺す最強の武器である。</p> <p>5) 議会を言論の府に</p> <p>上述の趣旨から、議会が徹底した言論の府であるべきことが求められる。それは、本会議と委員会だけに限らず、名称のいかんを問わず議会内において行われるすべての打ち合わせ、交渉、協議等を含む。</p> <p>しばしば見聞するように、ある事項について、理由も告げずにただ「反対」（または「賛成」）の態度を示すのは、およそ言論の府にふさわしくない。討論や賛否の態度決定は、主権者たる市民の検証に耐えられるように、明確に意見を開陳してこそ意味がある（聴く者もその是非、当・不当を判断できる）のであって、</p>	<p>中浜地区での懇談会についてですが、8月8日（金）に予定していた中浜地区と外江地区での懇談会は台風の影響で中止となりました。すでにご案内していますように11月21日（金）午後7時30分から外江公民館と中浜公民館集会所で開催いたします。</p>
--	--	---

	<p>「黙示の意思表示」で結論だけを表明して行うべきではない。</p> <p>6) 条例は万能か</p> <p>条例制定流行(ばやり)りである。その多くは、国に法律や政令や規則があり、県に条例があり、それらと内容的に重なり合うものが多いように見受けられる。県は国に倣い、市町村は県に倣う。それは、地方自治の章をわざわざ新たに設けた憲法が言う「地方自治の本旨」と隔たること、はなはだしい。法律があるなら、それを実施すればよいのであって、同じ内容の条例化を地方自治体に上から要求する(自治体の側から「お上」の意を迎えることを含む)必要は、さらさない。</p> <p>試みに、条例制定の意義と効果を問うてみよう。男女共同参画、暴力団排除はどうか。</p> <p>両条例を制定して、市政上、男女共同参画がどこまで、どのように進展し、現在どこまで到達したのか。また、若気の至りで一度暴力団に入ったが最後、一生社会から「排除」され続け、温かく迎え入れることを拒否される元暴力団員。司法保護司の活動を台無しにするばかりでなく、憲法に違反することが明白で、訴訟が起こされればたちまち違憲判断が下されることが確実な、暴力団排除条例。</p> <p>基本法制定後 10 年以上経ってもほとんど進展のない男女共同参画は、国自体にそもそも全くやる気がない。あれば、多少は事態が進んでいるはずだ。共同参画条例は何もしないことを糊塗するためのものでしかない。そうでないと言うなら、成果を並べて見せよ。</p> <p>警察は、内部の不祥事が絶えず、暴力団と癒着し、幹部が退職後その顧問に納まったりする。全国の警察が挙げて暴力団撲滅の手段を講じれば、ここまで暴力団が勢力を保つことはできないはずである。その無為を棚に上げて、地方自治体に上から指示し、あるいは誘導して法律、政令等と屋上屋を重ねる条例を制定させ、地方自治体もまた中央の意向に迎合して、形だけを整える。すべての都道府県で条例を制定したと聞くが、それで暴力団排除が実現したか。</p>	
--	--	--

	<p>ここでまた、右に倣えとばかり新しい条例を（今度は市ではなく市議会という違いこそあれ）制定する前に、最低限、上に挙げた2条例の内容に即して、制定後実際に採った行政上の措置とその効果を検証し、実効があるのなら示してみよ。本条例の制定は、その後でも遅くはない。</p> <p>7) 条例案の規定の見苦しさ</p> <p>条例案の条文中、およそ半数が、条例違反の疑いのある議員に対する審査に関する規定で占められており、冒頭で格調高く政治倫理が謳われているのに比し、品位に劣り、異様な感じを受ける。条例違反の不祥事があれば、かつてその例があったように隠ぺいすることなく、地方自治法に定める懲罰手続きに付すほか、刑罰法規に照らし告訴、告発して可</p> <p>直の手に委ねればよい。それに至らない程度の不良議員（そのような者がいるとすればの話。仮にこう呼んでおく）の言動に対しては、議会内の自由闊達な相互批判と市民の良識ある判断に委ねるべきであり、かつ、それをもって足りる。</p> <p>8) 提案一条例でなく「市議会憲章」制定を</p> <p>市民から負託された厳粛な職責を自覚し、市民のために全力を傾注して職責を果たし負託に応える議会をめざすのであれば、条例案第1条ないし第3条に定める事項を、「法3章の原則」に従い再構成して格調高い「境港市議会憲章」（仮称）として制定し、市民に市議会の向かうべき方向と決意を示すことには、それなりの意義が認められるであろう。</p> <p>あちこちで制定されているであろう同旨の条例の見よう見まねでない、当市議会独自の着想と見識があってもよいのではないか。</p>	
--	--	--